



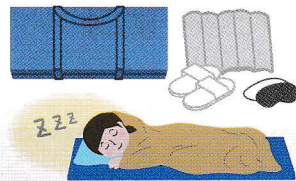
皆さまからのご寄付で、 支援を必要としている方々へ、このような備えを お届けすることができます

例えば...

3,000円のご寄付が

被災された方々へお配りする

安眠セット(1人分)に



避難所などで身体を休めるために必要な、キャンプマット、枕、
アイマスクなどが揃っています。

例えば...

5,000円のご寄付が

被災された方々へお配りする

緊急セット(約4人分)に



マスク、ウェットティッシュ、ラジオ、懐中電灯、歯ブラシなど、避難先
での生活にあると便利なアイテムが、一式収納されています。

赤十字活動資金へのご寄付は税制上の優遇措置が受けられます

寄付区分		措置の内容等
個人	特定寄付金	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた金額が、年間所得総額から控除されます。 (都条例により個人住民税も税額から控除されます。)
	相続税にかかる 寄付金	相続により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価額は、相続人の納めるべき相続税の課税価格 に算入されません。 ※相続人が相続税に関する申告書を税務署長に提出する際に日本赤十字社の発行した「贈与された財産に係る証明書」を添付する必要があります。
法人	特定公益増進法人に 対する寄付金	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入 することができます。 ※損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署や税理士にご確認ください。

●詳しくは当支部ホームページをご覧ください。東京支部までお問合せください。

ご寄付 の方法

- 赤十字協賛委員が皆さまのご家庭を訪問する際にご寄付いただけます。
※赤十字協賛委員とは、赤十字が委嘱し、町会・自治会等を通じて活動資金の募集にご協力くださる方です。活動の際は、協賛委員バッジを着用しています。
- お近くの区役所・市役所や日本赤十字社の窓口でも、受け付けております。
- クレジットカード、口座振替、郵便振り込み、スマホアプリでのご寄付も受け付けております。
- 「遺言によるご寄付(遺贈)」や「相続財産のご寄付」、「ご香典のご寄付」も承っております。

物品寄付 もできます!

ご家庭に眠っている「お宝」を受付センターに送ると、
物品の査定金額が寄付になる仕組みです。

詳しくはこちら

赤十字 東京 物品寄付 [Q 検索](#)

送付先

〒156-0041 世田谷区大原2-23-17-1F
日本赤十字社宛お宝エイド (03-6265-7595)

ゆうパック着払いにて
お送りいただけます

▲「お宝エイド」は寄付される物品の受け取り代行をしております。送り先にご注意ください。

ご寄付いただける物品

- ☑ 未使用切手・未使用ハガキ
- ☑ 商品券・図書カード・テレカ・QUOカード
※いずれも未使用のみ
(図書カードNEXT、期限のない商品券等は受付不可)
- ☑ カメラ・レンズ
- ☑ 骨董品・絵画・美術品

- ☑ 貴金属・宝飾品・ブランド品
(バッグ、財布、アクセサリー、時計、食器等)
- ☑ 勲章・メダル・楽器
- ▲ パソコン、プリンター、衣類、着物、家電、家具、人形、
一般食器、換金性の低いものは受付できません。
- ▲ 送付後のご返却には対応できません。

